

京都市訓令甲第17号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

第5条第2項中「、不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長」を削り、同条第13項中「及び不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室」を削る。

別表課長、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長、体育健康教育室の保健課長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中央図書館建設構想推進室長、右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「、不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)